

氏名 \_\_\_\_\_

令和2年7月1日実施 九州運輸局

法令試験問題

解答用紙

問 1

1		2		3		4		5	
6		7		8		9		10	
11		12		13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	

問 2

①		②		③		④		⑤	
---	--	---	--	---	--	---	--	---	--

## 令和2年7月1日 九州運輸局法令試験問題

問1 次の文章のうち、正しいものには解答用紙の○欄に、誤っているものには解答用紙の×欄にマークして下さい。

1. 道路運送法の目的規定には、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図ることが定められています。
2. 道路運送法では、一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以下の自動車を貸し切って旅客を運送する事業を一般貸切旅客自動車運送事業と規定しています。
3. 個人タクシー事業者は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。
4. 一般旅客自動車運送事業者は道路運送法の規定により運賃又は料金の割り戻しは禁止されています。
5. 道路運送法には運送の引受義務が規定されていますが、タクシー事業者は認可を受けている運送約款によらない運送の申込みを受けた場合であっても、当該運送の引受けを拒絶することができません。
6. 営業区域内にある自宅を主たる事務所及び営業所としていた個人タクシー事業者が、営業区域内の他の場所に転居した場合、事業計画変更の手続きは必要ありません。
7. 営業区域内でタクシーに乗車した旅客の依頼によって営業区域外で他の旅客を同乗させて、営業区域外の着地まで運送した場合は、道路運送法違反になりません。
8. 道路運送法において、一般旅客自動車運送事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならないことが規定されていますが、特約があれば個人タクシー事業者はその適用が除外されます。
9. 一般乗用旅客自動車運送事業者が道路運送法に基づく命令に違反したときは6月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止を命ぜられることがあります。
10. 個人タクシー事業者が、運賃料金をクレジットカードにより精算しようとするときは、道路運送法に規定する手続きが必要です。

11. 事業者は、休止している事業を再開した場合は、遅滞なく届け出なければなりません。
12. 旅客自動車運送事業運輸規則は、輸送の安全及び旅客の利便を図ることを目的としています。
13. タクシー事業者は、運賃又は料金を収受した場合、旅客の請求があったときは、収受した運賃又は料金の額を記載した領収証を発行しなければなりません。
14. 付添人を伴わない重病者であっても、運送の引受けを拒絶することはできません。
15. タクシー事業者は、身体障害者補助犬を連れた旅客に対して、運送の引受けを拒絶することはできません。
16. 乗務記録の保存期間は1年間となっています。
17. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合、事故の記録をしなければなりません。
18. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に当該事業者の氏名又は名称を掲示しなければなりません。
19. 個人タクシー事業者は、タクシー車両を常に清潔に保持するほか、毎月少なくとも1回清掃して、その旨を乗務記録に記録しなければなりません。
20. タクシー事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければなりません。
21. 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、運転操作に円滑を欠くおそれがある服装をしてはなりません。
22. タクシー運転者が、旅客の現在するタクシーを運行中、当該自動車の重大な故障を発見し、又は重大な事故が発生するおそれがあると認められたときであっても、運行を中止することはできません。
23. 個人タクシー事業者は、過労防止のため、乗務時間について予め管轄の行政庁に報告しなければなりません。
24. 旅客自動車運送事業者は、事業報告書及び輸送実績報告書を毎年5月31日までに行政庁に提出しなければなりません。

25. 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、天災により運行を中止したことによって旅客が受けた損害について、事業者には賠償責任がないことが規定されています。
26. 個人タクシー事業者が、その事業を30日間休止した場合には「運転日報」にその旨を明記することにより、道路運送法第38条第1項の規定による「事業の休止届出書」を提出する必要はありません。
27. 個人タクシー事業者が、許可等を受けた日又は前回の期限更新の決定がなされた日から当該申請書提出時の期限更新の決定がなされる日までの間に、旅客自動車運送事業等報告規則に基づく事業報告書を提出していない場合、個人タクシー事業の更新後の許可期限は1年後とされます。
28. 身体障害者割引は、身体障害者福祉法による身体障害者手帳を所持している者に適用するものとし、営業的割引条件にも該当する場合は、いずれか高い率を適用し、割引の重複はできません。
29. 時間制運賃による契約の場合は、タクシーメーター器にカバーをし、前面に「貸切」の表示をするものとします。
30. 事業用自動車の使用者は、道路運送車両法の規定に基づき三ヶ月ごとに当該自動車の定期点検整備を行わなければなりません。
31. 自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があったときは、その事由があった日から30日以内に、当該事項の変更について国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければなりません。
32. タクシーの前面ガラスに、運転者が交通状況を確認するために必要な視野を確保できれば、前面ガラスにはり付けるものに制限はありません。
33. 自動車事故報告規則の規定では、事業者が、死亡者又は重傷者を生じる事故を引き起こした場合には、10日以内に自動車事故報告書を提出しなければならないこととなっています。
34. タクシー業務適正化特別措置法に基づき個人タクシー事業者は、その運行が旅客の運送を目的としない場合は、個人タクシー事業者乗務証を当該タクシーに表示しなくてもよいこととなっています。

35. タクシー業務適正化特別措置法に基づき個人タクシー事業者は、個人タクシー事業者乗務証の記載事項に変更があったときに、当該変更があった日から1ヵ月以内にその訂正を受けなければならないことが、タクシー業務適正化特別措置法施行規則に規定されています。

問2 下記は関係法令の抜粋ですが、文章の( )に当てはまる、正しい言葉を下記の語群の中から選び、解答用紙の番号欄にマークし条文を完成させなさい。

#### 旅客自動車運送事業運輸規則

第二十九条 一般乗用旅客自動車運送事業者は、( A )に少なくとも( B )内の次の事項が明示された地図であって地方運輸局長の指定する規格に適合するものを備えておかなければならない。

- 一 道路
- 二 地名
- 三 著名な建造物、公園、名所及び旧跡並びに( C )
- 四 その他地方運輸局長が指定する事項

#### 道路運送車両法

第六十六条 自動車は、( D )を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより( E )を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

- |          |          |         |          |
|----------|----------|---------|----------|
| ① 運行管理規程 | ② 鉄道の駅   | ③ 自動車車庫 | ④ 事故記録簿  |
| ⑤ 都市圏    | ⑥ 事業用自動車 | ⑦ 都道府県  | ⑧ 整備管理規程 |
| ⑨ 自動車検査証 | ⑩ 運転記録証明 | ⑪ 市街地   | ⑫ 検査標章   |
| ⑬ 橋、トンネル | ⑭ 休憩・仮眠室 | ⑮ 営業区域  |          |

令和2年7月1日実施 九州運輸局（福岡交通圏）  
法令試験問題模範解答

※ この模範解答は運輸局が公式に発表したものではなく、日個連東京都営業協同組合組織維持対策室にて判断・作成したものです。運輸局の見解とは異なる場合もあり得ますので、予めご了承下さい。

問1

1	○ 運1	2	× 運3	3	○ 運9-3	4	○ 運10	5	× 運13
6	× 運15ほか	7	○ 運20	8	× 運30	9	○ 運40	10	× 規定なし
11	○ 運施66	12	○ 輸1	13	○ 輸10	14	× 輸13	15	○ 輸13+52
16	○ 輸25	17	○ 輸26-2	18	○ 輸42	19	× 輸25+44	20	○ 輸47
21	○ 輸50	22	× 輸50	23	× 輸21	24	× 報告	25	○ 約款9
26	○ 期限更新	27	○ 期限更新	28	× 運賃制度	29	○ 運賃制度	30	○ 車48
31	× 車67	32	× 保安29	33	× 事故2+3	34	○ 特46	35	× 特施31

問2

A	⑥	B	⑮	C	②	D	⑨	E	⑫
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- 34・35は、既出設問文の冒頭に「タクシー業務適正化特別措置法に基づき」を足したものです。
- 他に新型設問はありません。
- 31は根拠法令が昨年改正されていますが、施行はまだです。